

事件番号：JP2010-0002

裁 定

申立人：

名称 コンパニー ジェルヴェ ダノン

住所 フランス国 パリ F-75009 ブールバール オスマン 17

代理人： 弁護士 佐藤雅巳、 弁護士 古木睦美

登録者：

氏名 石谷玲美

住所 愛知県蒲郡市大塚町伊賀久保110番地14 コーポヨシ101号

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JPドメイン名紛争処理方針、JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下の通り裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「DANON.JP」の登録を取り消す

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「DANON.JP」である。

3 手続の経緯

別記の通りである。

4 当事者の主張

a 申立人

申立人は、申立人の登録商標 **Danone** を実質的に模写し、マークにおける申立人の好評を利用する意図をもって登録者によって採択されたドメイン名を登録していることを主張する。申立人によれば、登録者のドメイン名は、申立人の商標と混同を引き起こすほど類似し、登録者は当該ドメイン名について正当な利益を有していない、そして当該ドメイン名が不正の目的で登録され且つ使用されている。

従って、申立人は、登録者のドメイン名の取消を請求する。

b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

5 争点および事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

方針第4条 a は、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること

(2) 登録者が、ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益を有していないこと

(3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

以下に、申立人が上記の各事項を証明した否かを審理する。

(1) 同一性または混同を引き起こすほどの類似性

(ア) 申立人の商標（ハウスマーク）の周知性

申立人は、ヨーグルトの生産量で世界第1位、ミネラルウォーターの販売量で世界第2位、ビスケットの生産量で世界第2位の企業 **Group Danone**（グループダノン）のヨーグルト部門を担当する会社である。同社は、1919年に世界で初めてヨーグルトの工業生産に成功したアイザック・カラッソの息子ダニエル・カラッソ(Daniel Carasso)の「ダニエル」のカタルーニア語の愛称である「DANONE」を取り、ダノン社と命名され、「DANONE」は同社製品のハウスマークとなった。その後ダノン社は、チーズ・メーカーのジェルヴェ社と合併し、ジェルヴェダノン社となった。申立人は、日本に100%子会社を有しており、ヨーグルト製品を生産販売している。同社のウェブサイトのドメイン名は、danone.co.jpである。申立人の商標「DANONE」、「ダノン」を使用したヨーグルト製品は1980年に日本市場に導入されて以来、市場に浸透し、同日本子会社の総売上高は2007年度で239億円である。同社の製品は、「DANONE」「ダノンヨーグルト」等のように、「DANONE」および「ダノン」をハウスマークとして使用して販売されている。同社は、多様な媒体で積極的に広告を行っている。「DANONE」、「ダノン」が、申立人がヨーグルト等の商品に使用する商標として周知であることは、登録商標「dano」（登録第5094682号）に対する異議申立事件において特許庁の認定するところである（甲第17号証）

本件紛争に係る JP ドメイン名「DANON.JP」（以下、「本件ドメイン名」という）が登録された2008年11月24日の時点において、申立人のヨーグルト製品に使用する商標（ハウスマーク）「DANONE」および「ダノン」は、わが国で既に周知であり、今日においてもそうである。

(イ) 混同を引き起こすほどの類似性

本件ドメイン名において、「JP」は国コードトップレベルドメインであり、要部は「DANON」である。この「DANON」と申立人のハウスマークである「DANONE」とを

対比すると、「DANON」から生じる称呼「ダノン」は「DANONE」から生じる称呼「ダノン」と同一である。「DANON」の外観と「DANONE」の外観との相違は、識別上重要でない末尾の文字「E」の有無に過ぎないから、本件ドメイン名の要部「DANON」は、申立人のハウスマークである「DANONE」と外観上類似する。

従って、本件ドメイン名は、申立人のハウスマーク「DANONE」と混同を引き起こすほど類似していると認定する。

(2) 権利または正当な利益の有無

申立人の「DANONE」および「ダノン」は、本件ドメイン名の登録時のみならず本件申立時においても周知であり、申立人はその日本の100%子会社が有するドメイン名 danone.co.jp に対し正当な利益を有する。

申立人のハウスマーク「DANONE」の世界的周知性および「DANONE」および「ダノン」のわが国における客観的な周知性から判断して、登録者は本件ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないと認定する。

(3) 不正の目的での登録または使用

ヨーグルト製品は日常生活で普通に接する食品であり、登録者も、「DANONE」および「ダノン」が申立人のヨーグルト製品に使用される周知商標（ハウスマーク）であることを、本件ドメイン名の登録時に認識していた筈であり、下記の事実から、登録者は、インターネットの利用者を本件ドメイン名のサイトに誘引し、利益をあげることを目的として、本件ドメイン名の登録を得たものと認定される。

本件ドメイン名のウェブサイトは、「リヴィーズちょきんばこ」という名称であり、本件ドメイン名の登録の直後から、継続して、多くのウェブサイトにはリンクしている（甲第13号証、甲第14号証および甲第15号証）。本件ドメイン名のサイトを訪れた者が、当該サイトにバナーを貼った広告主のサイトを訪れることにより、登録者は収益をあげることになる。

申立人は、パリのドレフェス法律事務所を通じて、本件ドメイン名が、日本国特許庁に1977年1月10日に登録された商標 DANONE およびダノン（登録第1245539号）ならびに米国で登録された商標 DANNON の商品を探しているインターネットの利用者を、リンクしたスポンサーのパーキングサイトに案内するものであり、インターネットでウェブサイトを検索する者に対して申立人が本件ドメイン名を登録し、自らのウェブサイトを適切に維持していないという誤解を生じさせるので、本件ドメイン名の使用の即時停止、その登録の抹消、および将来許諾なしに商標「DANONE」および「DANNON」を使用しないという書面による約束を求める催告を書留、イーメールおよびファクスで2009年2月10・11日、2月19日、3月5日および3月19日に行った（甲第16号証の1および2）が、登録者は一切応答しなかった。

以上の経緯から、登録者は、申立人の周知のハウスマークである「DANONE」および「ダノン」と酷似した本件ドメイン名を、「DANONE」および「ダノン」の周知性に便乗して不正の利益を得る目的で登録し、且つ使用していると認定される。

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「DANON.JP」が申立人の周知商標と混同を引き起こすほど類似し、登録者が当該ドメイン名について権利または正当な利益を有していない、登録者の当該メイン名が不正の目的で登録され且つ使用されているものと裁定する。

よって、方針第4条 i に従って、ドメイン名「DANON.JP」の登録を取り消すものとし、主文のとおり裁定する。

2010年5月7日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

小原喜雄

単独パネリスト

別記 手続の経緯

- (1) 申立書受領日
電子メール 2010年3月17日 書面 2010年3月19日
- (2) 手数料受領日
2010年3月17日 申立手数料の受領確認
- (3) ドメイン名及び登録者の確認
2010年3月19日 JPRS へ照会
2010年3月19日 JPRS から登録情報の確認
確認内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること
- (4) 適式性
日本知的財産仲裁センター（以下、センターという。）は、2010年3月19日に申立書が処理方針と規則に照らし適合していることを確認した。
- (5) 手続開始日 2010年3月23日
手続開始日の通知 2010年3月23日
申立人（電子メール、ファクシミリおよび郵送）並びに J P N I C 及び J P R S （電子メール）へ通知
- (6) 登録者への通知日及び内容
 - 1) 2010年3月23日（電子メール、ファクシミリおよび郵送）
ただし、郵送分は「不在のため保管期間を経過しました」として2010年4月5日、センター宛返送された。
 - 2) 申立書及び証拠等一式
 - 3) 答弁書提出期限 2010年4月20日
- (7) 答弁書の提出の有無及び提出日
日本知的財産仲裁センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったため、2010年4月21日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子メールとファクシミリにて申立人および登録者に送付した。
- (8) パネリストの選任 2010年4月27日
申立人及び登録者のいずれもが三名構成のパネルを選択しなかった。
中立宣言書の受領日：2010年4月30日
パネリスト：小原 喜雄
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知

2010年4月27日 JPNIC および JPRS へ通知（電子メール）
申立人および登録者へ通知
（電子メール、ファクシミリおよび郵送）

裁定予定日：2010年5月21日

- (10) パネリスト指名書及び一件書類受け渡し
2010年4月27日（電子メールおよび郵送）
- (11) パネルによる審理・裁定
2010年5月7日 審理終了、裁定。